

財務省告示第百八十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年五月三十日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	・ 二 トン
四	一 二五 トン
五	トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
トン	四七トン	一六二トン	一一、九一五トン	トン	三九トン	二二六、一九八トン	一三三、三四五トン	五四九、八五五トン	七、九二トン	一、三三三トン	二二トン	七六四トン	トン	トン	トン

二九	三 トン
二八	ト ン
二七	八 五 ト ン
二六	三 六 ト ン
二五	ト ン
二四	四 ト ン
二三	九 六 ト ン
二二	二 三 ト ン
二一	一、九 一 四 ト ン